

衛生管理者免許試験 公表問題

関係法令（有害業務）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 作業主任者
- ③ 譲渡等の制限等
- ④ 定期自主検査
- ⑤ 製造の禁止と許可
- ⑥ 表示等・文書の交付等・有害性の調査
- ⑦ 安全衛生教育（特別教育）
- ⑧ 作業環境測定
- ⑨ 特殊健康診断項目と法規制
- ⑩ 健康管理手帳
- ⑪ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑫ 有機溶剤中毒予防規則
- ⑬ 特定化学物質障害予防規則
- ⑭ 電離放射線障害防止規則
- ⑮ 酸素欠乏症等防止規則
- ⑯ 粉じん障害防止規則
- ⑰ 石綿障害予防規則
- ⑱ **じん肺法**
- ⑲ 報告
- ⑳ 労働基準法（時間延長制限業務）
- ㉑ 労働基準法（年少者・女性の就業制限）

【令和 5 年 4 月】

【問 7】 じん肺法に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- (1) じん肺管理区分の管理一は、じん肺健康診断の結果、じん肺の所見がないと認められるものをいう。
- (2) じん肺管理区分の管理二は、じん肺健康診断の結果、エックス線写真の像が第一型でじん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるものをいう。
- (3) 常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理二であるものに対しては、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- (4) 都道府県労働局長は、事業者から、法令に基づいて、じん肺の所見があると診断された労働者についてのエックス線写真等が提出されたときは、これらを基礎として、地方じん肺診査医の診断又は審査により、当該労働者についてじん肺管理区分の決定をするものとする。
- (5) じん肺管理区分が管理三と決定された者及び合併症にかかっていると認められる者は、療養を要するものとする。

▶▶解説◀◀

- (1) (2) 正しい：じん肺法第 4 条（エックス線写真像及びじん肺管理区分）第 2 項。
- (3) 正しい：じん肺法第 8 条（定期健康診断）第 1 項②。
- (4) 正しい：じん肺法第 13 条（じん肺管理区分の決定手続等）第 2 項。
- (5) **誤り**：「管理三」⇒「管理四」。じん肺法第 23 条（療養）。

解答 (5)

【令和 4 年 10 月】

【問 7】 じん肺法に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 都道府県労働局長は、事業者等からじん肺健康診断の結果を証明する書面等が提出された労働者について、地方じん肺診査医の診断又は審査によりじん肺管理区分を決定する。
- (2) 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理一であるものについては、3年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- (3) 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理二又は管理三であるものについては、1年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- (4) じん肺管理区分が管理四と決定された者は、療養を要する。
- (5) 事業者は、じん肺健康診断に関する記録及びエックス線写真を5年間保存しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：じん肺法第13条（じん肺管理区分の決定手続等）第2項。
- (2) 正しい：じん肺法第8条（定期健康診断）第1項①。
- (3) 正しい：じん肺法第8条（定期健康診断）第1項②。
- (4) 正しい：じん肺法第23条（療養）。
- (5) **誤り**：「5年間保存」⇒「7年間保存」。じん肺法第17条（記録の作成及び保存等）第2項。

解答 (5)